

〔資料紹介〕

明治期 桜間家文書二点

羽
田

昶

はじめに

例言

「御隱居御家督御祝御能扣」ほか三種

解題
桜間伴馬演能記録

はじめに

本稿は、能楽シテ方金春流の桜間家所蔵の文書二点の翻刻である。書写者は桜間伴馬（一八三五～一九一七）。言うまでもなく、初代梅若実、宝生九郎知栄とならんで明治三名人とうたわれた能楽師であり、喜多流の友枝家とともに熊本の細川藩に仕えた名家、桜間家の一七代目である。じつは、一九代当主桜間金太郎氏の著書『能楽三代』（白水社一九八七年）の出版に際し、筆者は原稿整理と編集に携わり、この資料もそのおり閲覧に供されたものだが、回想記である同書には内容的にそぐわず、役立てることができなかつた。しかし、金太郎氏の祖父にあたる桜間伴馬の事績および明治初期の熊本藩における能興行の実状の一斑を知ることのできる資料と考え、あらためて許可を得てここに紹介することにした。なお桜間伴馬は一九一一年に「左陣」と改名したが、本稿ではすべて「伴馬」と呼ぶことにする。

例　　言

一、資料1は、袋綴大本、縦二六五ミリ×横一九七ミリ。墨付二二丁、白紙一八丁。別に挟み込みの書付け（縦一五八ミリ×横二九七ミリ）一枚がある。白茶色厚手の表紙の右肩に「明治三カノへ午年六月吉日」、中央に大きく「御隱居」「御督督」と角書して「御祝御能扣」と表題が記され、横に「他見無用」、左肩に「九番」とある。裏表紙の中央に「櫻間伴馬」と署名がある。

一、資料2は、仮綴、半紙本、縦二四七ミリ×横一六七ミリ。共紙表紙、五丁。表紙右肩に「明治四十二年十一月廿八日」、改行して「天保十二年八月十五日藤崎宮御祭禮初役より」として中央に「能楽相勤候目録扣」と表記し、左下

に「櫻間伴馬」と署名してある。

一、書写年代は、奥書はないが、内容からみて1は明治三年から一八年にわたり、2は表紙に記されたとおり、大部分は明治四二年一月だが、末尾の四行は明治四三年七月以降に書き加えたものと思われる。1の挿み込み書付けを除いて同一人の筆であり、1、2ともに伴馬自身の覚書と見られる。

一、文字づかいなわち漢字と仮名の使い分け、仮名づかい、送り仮名の付け方などは、次項以下に掲げた点を除き、原本どおりとした。

一、異体字と変体仮名・片仮名は、ともに現代通行の字体に統一した。

一、右に準じ、助詞の「之」・「ノ」、「ニ」、「ニ而」、「茂」、「江」、「ト」は、それぞれ「の」、「に」、「にて」、「も」、「へ」、「と」とした。

一、原本には句読点はないが、適宜これを施し、必要に応じて中黒点も加えた。

一、資料1の内容は、最初の部分は表題の示すとおりだが、別内容の文書がほかに三種続くので、翻刻に際し表記の文書を【A】、他を便宜【B】【C】【D】とし、挿み込み書付けを【E】とした。また、【B】は複数の書状と覚書から成っているので、内容上①～⑬の番号を付した。

1 「御隠居御家督御祝御能扣」ほか三種

【A】

明治三年六月十八日御達扣

今度、御隠居御家督熊本藩知事被為蒙宣下、且、御隠居様正四位様に御昇進被為、直々にて当月下旬来月初迄、右御祝

189 明治期桜間家文書二点

御能日數三日被仰付候間（1才）、番組取調被召出候様存候、以上

桜間伴馬殿

御隠居様附
御目附

棕利丈右衛門
高並源左衛門

新御殿御目附

諸務少從

同廿日、小膳同道、御花烟御能懸衆へ御能組奉伺候、左之通

翁

砂祝言舞

高

羽 邦

八 鳴

鄧盤涉樂

乱

翁

翁

難 邦

田 邦

三 村 波

七 跪 落 輪 神 遊

同 本 座 同 新 座

同 本 座 同 新 座

(2
才)

(1
才)

祝言養老

国栖小督

鞍馬天狗

湯谷弦

夜討曾我

祝言金札

同廿一日、正一・兵左衛門同道にて相伺候事

狂言組

末広太鼓負

髭櫓

米麻生

市

新座

本座

新座

同

本座

新座

本座

本座

本座

新座

本座

新座

本座

本座

新座

(3
才)

(2
ウ)

弓矢太郎

本座

三人夫

素袍落

腰 祈

隨方角

新座

本座

新座

御能に付、座中寄合の事

御能被仰付置候に付、申達の儀御座候間、今日明日の内拙者共詰間迄御出方可有之候、以上

新御屋形

諸務少從 半(判)

(3ウ)

(4オ)

六月廿八日

桜間伴馬殿

[B]

明治四年未六月

錦山神社々務人伊牟田真直へ中村殿より懸合之扣

①

伊牟田 真 直 様

急用御免

中 村 嘉 一 郎

以手紙得御意申候。残暑の節に御座候得共、愈御清安、可被成御勤珍重の御事と存候。就是此節、加藤社御遷宮にて、囃子奉納仕度存意に罷在候處、座方にても同様の趣にて奉納仕度段申出、既に今朝桜間伴馬拙宅へ参り、篤と談合に及び愈以取就申候処承り候得共、貴所様御上書の内、神前に(4ウ)おひて奉納能囃子等の儀者被禁候様との風評候得共、若左様に共御座候はゝ、私も我朝大日本翁神道にも差障り、且此節小子奉納の存意共行違、不容易儀に御座候間、実否の間明白御返答可被下候。若風評迄に御座候はゝ、来る十日十一日比、神楽殿御透の時分奉納囃子仕度段願書差出可申候。右は御遷宮前別而御多用に可有御座候得共、御故障有無至急に御返答可被下候。右の段可申出候如此に御座候事

七月五日

(5オ)

(2)

御書翰難有拝見候。先以御貴命、残暑退兼候得得共、御揃無御別条拝悦候。就者能の一条、被仰越御委細奉得貴意候。右は今般当社御創業の儀に付、諸事一々官許の御沙汰に応じ、手数仕居候事に御座候。能の儀も初め御達の御書面に付、御請申上、愚験の言上乍恐御取捨奉畠脚候段を以、御請申上置候迄にて御座候。今日は御遷座御用至而事転難にて、大取紛右の段奉報迄。草略頓首

七月六日

伊牟田 真 直

(5ウ)

中 村 嘉一郎 様

(3)

前文会釈略す

一昨日同苗嘉一郎へ御返書の趣、愚昧の者にては少し解し兼候間、拝面御尋申度儀御座候間、近比御苦辛之儀に御座候

得共、御通勤の御序に鳥渡御立寄被下度奉存候事

七月八日

中 村 庄太郎

伊牟田 真直様

(6才)

④

七月八日伊牟田真直參り候節面話左の通

今度御請書の趣次第には、翁の神道にも差障り申候間、心得の為写を所望いたし候処、差支無之書写し見せ可申候段返答の事。此節御遷宮にて、奉納の志御座候処、差寄能き場所無之候に付、神楽屋におひて執行仕度段、願書差出可申候間、故障の有無相尋候処、此節は諸事一々官許の御沙汰に応し手数仕候事に付、奉納囃子御願済の上は神楽屋たり共拝殿たり共、私の故障には無之段返答の事

(6ウ)

⑤ 御請写

神社祭礼に付、能興行の儀、旧来之式より、其謳曲多くは仏徒の作に出、幽冥之配状を演候処、両部廢止之上は神前に興行いたし候儀は不都合の筋にては無之哉。見込の趣取調奉言上候様、御達の旨奉得其意候。右は今度、加藤社御遷座に付、尤急務之節猶々取調居候内にて重勿々吟味の手数出来兼、率爾の言上恐多奉存候得共先以御達之趣奉恐感候。右能之濫觴は、廐戸皇子謳曲を作り、秦の川勝に命して始給ふ由(7オ)相見候。右皇子尤仏を好み、神前崇教の式も多くは仏語幽冥之配状を演給ふ。猶々不鮮両部御廢止の今日に至り神前において能奉納と申儀は何程御座候も、皇國は言靈の幸に助る國と□候。神典に相見候得は神前崇教の辞は目出度美言美音を以奉慰神明清潔赤心を專一と仕候。神前の大指に御座候得は、於神前仏經を称し僧侶の状を設け仏具を取扱候様の儀は被差止、神樂音楽読哥等之美言美音を以奉慰神慮候はゝ、神事始而復古之実効相立ち、御神慮に相叶候儀と奉恐察候。尤祭礼等之砌、衆人和楽の為社外に(7ウ)

おひて取行候儀は其分にて可然かと奉存上候。右は愚験之言上乍恐御取捨奉畧願候事

明治四年六月二十二日

伊牟田 真直

(6)

昨夜は御返書被成下、悉致拝読候。如貴命御用向御繁多の内御請書御書写被下、御面勵に有之たると奉存候。就処右御請書下通拝見仕候處、一昨日御咄の趣とは少し致相違候ヶ所も有之候様にも相見。先日も得貴意候通、翁神道に差障候猶々相見候。後世に至衆人の惑にも相成候に付、今日は同志の面々并座方の者共拙宅に打寄、篤と熱談の上猶御懸合可申候旨、其迄の處近比（8オ）御迷惑の儀に奉存候得共、田嶋へ御引取之儀は御見合被下候儀は叶間敷哉。乍難題相願見候。尤無據儀にて急に御引取被成候は、田嶋へ参上を以御懸合可申に付、御模様に仰下度奉存候。右の段可得御意、如斯御座候事

七月十日

伊牟田 真直様

中村嘉一郎

(7)

御手翰難有奉拝見候。就処能一条に付、旧所へ引返候儀見合候様、御相談の趣奉願承候。併此間申上候通、御筋取□次第一先帰郷可致旨蒙官許候末の儀に付、如何にて可然哉。独事仕兼候に付、奉伺候處最早休息官許に相成候に付、早々引取（8ウ）病氣快復候は、早々可致出府様。尤能の一条は官府の方より御伺出と相成候様、可及御相談迄被仰渡候間、右の段宜敷御聞取被下候様、奉希上候。此段拝復候也。早略頓首

七月十日

伊牟田 真直

中村嘉一郎 様

(8) 口上之覓

私嫡子中庄村太郎儀、錦山神社へ宿願の儀御座候に付、於同社神屋、舞囃子奉納仕せ度奉納候事
付帯願之通聞届候 扶桑掛庶務掛

(9オ)

七月

中村嘉一郎

村上求太郎 殿

(9)

添書

今度舞囃子奉納の儀に付、社務人伊牟田真直へ故障の有無及懸合申候処、同人より返答の趣には、最初、能の儀に付官府より見込の趣取調奉言上候様、御達御座候処、加藤社御遷座に付、尤急務之節猶々取調右の内にて、重勿々吟味の手数も出来かね、率爾の言上恐多奉存候得共、先以御達の趣、奉恐感候。神前におひて能奉納と申儀は何程に御座候哉。神樂音楽詠歌等の奉納は、可然御請（9ウ）申上置候得共、御取捨は奉悃願候願段、言上仕候由申出申上候。日本栄曲申楽延年之記、翁之神道之奥儀相伝之次第大意申越候上にて、猶見込承合申候処、右の通に御座候得共、神前におひて奉納可然尤拝殿神楽屋たり共官許さへ御座候はゝ、真直におひては故障等無之段申出候。右の次第に付、錦山御神楽屋御透の節、拝借仕、別紙願出候通、囃子奉納仕せ度。尤両部廢止の上は祝言駄其外神事適當の番組に相撰、奉納仕せ候様座方へも申付候筈に御座候事

(10)

覚

私嫡子中庄村太郎儀、錦山神社へ宿願の儀御座候に付、舞囃子奉納仕せ度奉願候処、願の通御聞届候段、御達に付、來

(10オ)

る廿日、於同社神樂や、執行任せ候筈に御座候。尤座方よりも同様奉納願上候通に仰付候に付、一同奉納任せ候筈に御座候。此段御届申上候事

七月十八日

中村嘉一郎

口上之覚

私儀宿願御座候に付、錦山神社へ舞囃子奉納仕度存念に御座候処、来る廿日中村嘉一郎よりも同社神樂やにて奉納仕る由承り候間、其節一同奉納仕度此段（10ウ）被成御達可被可候、以上

七月

塩川成海

井上才七殿

付紙

聞届く

七月十九日

庶務懸

⑫ 錦山神社御囃子組

淡路 中庄村太郎 德蔵

巳太郎 忠吉
弥平次 理三郎

班女 小膳

堪也 助三郎

太次平 嘉平

助三郎

芦刈 塩川 成海

運理 助三郎

龍田	猩々	唐船	龍五郎	安平						
伴馬	金記	三郎	已太郎	清次郎						
安平	金記	三郎	伊三郎	仙太郎						
亥三次郎	勝次郎	三郎	運利	孝次郎						
福の神	精一	甚八	上貞八	宇吉						
		榮八	五十五郎	清次郎						
			徳次郎							
七月廿日	(13) 覚	福の神	謀盛種	醉薑餅酒	猩々	唐船	龍田	伴馬	安平	亥三次郎

(11ウ)

(12オ)

私嫡子中庄村太郎、錦山神社へ宿願の儀御座候に付、於同社神楽屋、舞囃子奉納仕せ度、奉願候処、願の通御聞届に付、去る廿日別紙囃子組の通、奉納首尾能相仕舞申候。此段御届申上候事

【C】 鑑札請取人數番号扣

第二 大区十小区九百六十六番

御鑑札第三号

第一 大区二小区六百九十四番

御鑑札第十六号

第一 大区四小区二百三十五番

御鑑札第十七号

第一 大区六小区六十二番

御鑑札第七号

第一 大区三小区二百六十五番

御鑑札第十四号

第一 大区二小区六百九十六番

御鑑札第二号

第一 大区一小区八百二十一番

御鑑札第四号

第三 大区六小区九百七番

御鑑札第六号

第一 大区一小区二百六十七番

伊 浅 野	鳥 井 源 右	太 田 德 藏	友 枝 三 郎	桜 間 伴 馬	江 藤 安 平	馬 場 長 一	永 田 正 治	片 岡 已 角
清 次 郎								

御鑑札第五号

第一大区三小区五百七十七番

御鑑札第拾号

杉野助三郎
牧野太郎平第一大区一小区七百五十五番
御鑑札第十五号

矢張運利

第一大区三小区三百六拾五番
御鑑札第九号

野間玄二

第一大区七小区百六十八番
御鑑札第十二号

小早川正一

第三大区六小区百五十五番
御鑑札第十三号

留田八百吉

第一大区十一小区八百七十一番
御鑑札第十一号

桜間徳三郎

第一大区一小区八百三十一番
御鑑札第八号

小嶋丈八

第一大区一小区二百四十一番
御鑑札第七号

メ拾七銘

能興行願

当四月中旬、於私宅、日数三日能興行仕度奉存候上は御免被仰付被下候儀、奉願候。税納の儀(13ウ)、御規則の通上納可仕、此段宜敷奉願候事

明治八年四月

此節願

第一大区小三区三番屋敷

市尾源平

(14
オ)

【D】

狩衣之部

一 茶地丸龍チキレ黒

一 花色地金ノキクコヲ

一 もゑぎ地キクコヲ雲板

一 とふはく地唐花

一 むらさき地なげ桐

一 紺地まがきぼたん

一 黄色地に唐花

一 花色地クワ紋ツクシ

一 翁箱 壱組

式面共入

帽子共

(14
ウ)

唐折之部

一 赤もよぎ段変り籠目

一 段変り秋野々

一 赤地ニませニ草花

一 茶地ニメませニ菊ツクシ

一 金ノウロコ	スリ泊之部	段變りどふはくすたれ桜 黒紅きくこふニ菊
一 段變目	無地花色裏白	茶花色段せきちく色無し 赤地扇子ニ大菊きくこふ
一 段變目	段變目之部	赤もゑぎ段ぼたんニ下り藤 赤もゑぎ段ぼたんニ下り藤
一 段變目	無地花色裏納戸	厚板之部
一 段變目	無地花色裏納戸	段變りがく太鼓 こふしの段ニ唐花
一 段變目	無地花色裏納戸	赤地ニメアリ原ひしニ下り藤 もゑぎ白花色小ごふし 式ツ 花色白ノ小ごふし
一 段變目	無地花色裏納戸	大ごふしの赤段丁子ニぼたん 赤くすれこふしの段花ノ紋 茶もゑぎの小ごふし
一 段變目	無地花色裏納戸	鼠地ニメウズ地紋

一 白地カスミニ千鳥
一 白地せひがひ浪

縫箔之部

一 白地ニテふ
一 白地ぼたんニ菊
一 黒紋つくし
一小方 茶地ニぶとふ
一 むらさき地ニ紋つくし

長絹之部

一 紫地ニメあしニ千鳥
一 もえぎ地ニメ桜ニ笛りんだふ
一 とき色ませニせきちく
一 紫地ニメすだれ桜

一 白地銀ノきり唐草
一 赤白の段変り

白地枝桜

一 赤地扇子地ニキヨよふ
一 子方 赤地ませニ朝顔
一 赤地ニメ扇子ニ千鳥

(16ウ)

一 もゑぎ地ニメ花車ぼたん
一 白地ニメきよふニとんぼ
一 紫地ニメ若松ニちよふ

一 舞衣之部
一 紫地ニメ源氏車藤

一 紫地ニメおもたかニ菊

(16オ)

(17オ)

水衣之部

一 紫の衣 売ツ
一 茶の衣 弐ツ
一 した衣 売ツ

一 あさ衣 弐ツ
一 もゑぎ衣 売ツ
一 白の衣 弐ツ

はつひ之部

一 むらさき地まつ色ニ松丸
一 納戸地ニたてわく唐花
一 こん地ニメ稻妻ニともヘ
一 納戸地四つ目垣ニうず

小方
一 むらさき地花菱

一 花色地ニシ車つくし
一 白地ニコふしわり
一 花色地ニシ雲龍

(17
ウ)

懸直垂之部

一 かちんニちよふ

一 かちん稻妻ニテつせん

色大口之部

一 赤 売ツ
一 もゑぎ 売ツ

一 紫 売ツ
一 白大口 拾賣 内貳ツ小方

(18
オ)

さし貫之部

一 浅黃地ニメ藤の丸

一 紫地ノ藤の丸

半切之部

赤目ニメちきれ雲ニうんはん

赤地稻妻ニ大菊

納戸地メませニ菊唐草

赤地子形半切竹ニボタン

よれ水衣之部

一 浅黄衣 六ツ

一 角帽子 三ツ

一 長範頭巾 一ツ

一 家□□□大小 一ツ

一 かね巾 一ツ

一 台懸ヶ 壱ツ

一 壱ツ

面之部

一小面 三ツ

(18ウ)

(19オ)

一 茶衣 三ツ

一 引廻し 壱ツ

一 口幕 但 紐共 一ツ

一 白頭 壱ツ

一 赤頭 壱ツ

一 黑頭 壱ツ

一 壱ツ

一 曲見 武ツ

(19オ)

一 な し う ち 武 ツ	一 腰 袋 腰 帶 武 ツ	一 上 葛 帶 は 一 式 ツ	一 洞 着 洞 出 ハ ツ	一 大 飛 出 一 般 若 黒 髭 生 成 真 角 中 尉 頬 政 小 尉 猩 々 若 男 增 女 童 子
				一 色 は 無 入 一 式 ツ
				一 武 ツ

一 う ひ か む り 但 紐 有 壱 ツ	一 羽 打 わ か づ ら 五 ツ 壱 ツ	一 かつ こ ふ 四 五 ツ	一 下 葛 帶 武 ツ	一 大 ペ シ ミ 武 ツ	一 大 天 神 コ ペ シ ミ 武 ツ	一 や せ 男 壱 ツ	一 頻 平 太 壱 ツ	一 三 光 小 尉 武 ツ	二 邯 鄲 男 壱 ツ	一 か つ しき 壱 ツ	一 てい が ん 壱 ツ

一 黒たれ 金風折	一 丸つくし 日ノ丸	一 草花 寛女 扇子	一 かづら桶	一 いらたか	一 小サ刀	一 太刀	一 杖	一 たいまつ	一 姥髪	一 尉髪	一 白はち巻	一 黒かさおり	一 てんがん
一 壱ツ	一 壱ツ	大小		一 壱ツ	一 八ツ	一 六本	一 三本	一 壱ツ	一 壱本	一 壱ツ	一 武ツ	一 三ツ	一 七ツ
		壱本	武本	壱本									壱ツ
一 鍼形	一 くわら	下□り		一 色なし	一 面紐	一 龍	一 狐	一 白垂れ	一 士帽子	一 前折帽子	一 紅 <small>こふ</small> たん	一 大ときん	
一 壱ツ	一 壱ツ		六本	一 大 小 田子	一 御好	一 三ツ	一 七ツ	二ツ	一 壱ツ	一 武ツ	一 壱ツ	一 壱ツ	一 壱ツ

右表束相改鑄に預り置申者也

(21
ウ)

明治十八年十一月

友枝三郎
同 櫻間金記
林太郎 德三郎
同 太田徳藏

桜間伴馬殿

【E】 預手形

一 金拾七円五十錢

右之通来る十五日限此手形引当差出可申置事

四月五日

木村源重

太 桜間伴馬様
田 徳藏様

(22
オ)

2 桜間伴馬演能記録

天保六年八月十五日、藤崎宮祭礼にて経政初役相勤め候事七才、桜間伴馬。

十五才迄能十五番、宅舞台諸々、能相勤候。廿才迄三十番位。

廿一才より江戸へ出執行。廿六才迄中村平蔵師匠方へ執行中にて、老虎下国致、結中龍ノ口細川家祝井能其外遊覧能度々。

廿七才より下国、是より宅月能・神事、其外諸々能の内、八代・長岡佐渡殿城内、正・五・九月、三度両日宛。十一月は先祖祭三日間、年々九日間有之、十八番宛。

廿七より四十二才迄十五ヶ年二百七十番。

二十八年より細川家二ノ丸御殿、頤光院様御望にて御舞台出来、毎月御能。一日番謡三番宛。御能には二番・袴能一番、三番宛相勤候。年々十度程。

四十二才迄四百五十番程相勤候。宅月能年々十二番、外能七八番程、都合二十番程。

(2才)

四十二才迄十五ヶ年三百番程、宅にて願済日數十日間興行能、一日二番宛二十番。猶其後又十日間願済二十番。藤崎宮御舞台拝借、日數十日間願済能興行、二十番相勤、猶其後藤崎御旅所御舞台にて十日間願済興行、二十番相勤。一祇園宮御舞台拝借、日數十日間願済能興行、二十番相勤め、猶其後十日間願済。余り賑合に付、二日間の日延。都合十二日有之、珍敷大入に付、二十四番相勤候。

一 豊後の国白杵城下より相談にて日數十日間願済能興行有之、二十番相勤候事。

一 同竹田城下より相談にて三須取次を以、日數十日間願済興行有之候事。二十番相勤候。

(2ウ)

一 八代城下にて日数五日間能興行。又其後五日間興行。二十番相勤。

一 同宮神社内にて千年祭の御祭に付、七日間能奉納興行有之。十四番相勤。

一 川尾町にて五日間能興行。十番相勤候。

一 長崎町にて十日間能興行。十番相勤候。

其外一日二日の催は数々にて、能囃子等書尽し難く。

是迄国本、千二百六十三番。

明治十二年より東京へ出、当年迄三十一年の間、能楽堂初め諸々舞台にて相勤候。七番内外は年々相勤來り、是迄に二百二十番位イ相勤候也。

(3オ)

青山御所にて被仰付候能番組は

初而

一 歌 占 御仕舞

一 邦 鄭 御能

一 実 盛 御能

一 道成寺 御能

一 土 蝶 御能

一 望 月 御能

一 盛 久 御能

(3ウ)

此外一日の出勤は金剛舞台・梅若舞台・喜多舞台、時々相談に寄、相勤め來り候。

合、千四百八拾三番、天保十二年より明治四十二年迄相勤候数。

七十五才 桜間伴馬

(4才)

大役道成寺相勤候事

一道成寺 祇園御祭礼の節

一同 藤崎御礼祭の節

一同 御花畠御殿御祝の節

一同 顯光院様二ノ丸御殿舞台開キの節

一同 八代御城内 佐渡様御祝の節

一同 宅十日間 興行の内 両度に二度相勤候候

一同 藤崎宮十日間両度の興行に二度相勤候

一同 祇園宮十日間跡十二日間興行に二度相勤候

罷出後

一同 青山御所被仰付相勤候事一度

一同 京都金剛金之助舞台催にて一度

一同 能楽堂にて二度相勤候

外、大役望月・石橋は度々、諸々にても相勤候。

此外にて数番、京都・大坂・名古屋・肥後・奈良・伊勢・越後。

(4ウ)

(5オ)

明治四十三年六月十日

一 俊寛 被仰付 能樂堂行啓御能

同 七月八日

一 俊寛 被仰付 初日 本郷前田様行幸御能

(5ウ)

解題

資料1【A】について

「御隠居御家督」とは、一八七〇年（明治三）五月八日に、細川韶邦が熊本藩知事を辞し、その実弟で養子の護久が家督を相続したことをさす。その祝賀能のために、前もって、新座の桜間伴馬が本座の友枝小膳（喜多流友枝家。現在の喜久夫氏から遡って四代前）と、翌日は狂言方の小早川正一・野間兵左衛門（和泉流。それぞれ後に東京で活躍するに至る小早川精太郎・野間善左衛門の先代）とともに熊本藩庁に伺候し、「御能懸」に番組を届け承諾を得たものであろう。

「御花畠」とは、熊本城本丸の南に坪井川を隔ててあつた熊本藩主の居住館。明治二年版籍奉還後、西南部に新御屋形が建てられ、同三年藩庁が城内から花畠館に移された（日本歴史地名大系44『熊本県の地名』平凡社 一九八五）。

番組は、初日 || 翁付高砂祝言舞、末広かり、八島、太鼓負、羽衣、髭櫓、邯鄲盤渉楽、乱、二日目 || 翁付難波、麻生、田村、米市、三輪神遊、弓矢太郎、七騎落、養老、三日目 || 国柄、三人夫、小督、素袍落、湯谷（熊野）、腰折、鞍馬天狗、隨方角（止動方角）、弦上（絃上）、夜討曾我、金札、というわけで、たいへん大がかりで豪華なものである。

資料1【B】について

中村嘉一郎・庄太郎父子を代表とする役者側と錦山神社の神職伊牟田真直との間に交わされた往復書状および面談のおりの覚書の写しと見られる。

肥後中村家が「中村流」とも称する能の家で、桜間家がその門下にあったことは、雑誌「能楽」一五巻八号（一九一七年八月号）所載の内柴柴柵「桜間家略系」に述べられているし、桜間金太郎（弓川）『桜間芸話』（わんや書店 一九四八）にも桜間道雄『能・捨心の芸術』（朝日新聞社 一九七二）にも触れられているが、慶長年間に金春安照から相伝を受けて以来、秘事・習い事の传授や免状の発行を行うなど、家元に準ずる特殊な能の家であったことは、表章氏の「肥後中村家能楽関係文書について」（『法政大学文学部紀要』第一六号 一九七〇）に詳しい。

発信人の「中村嘉一郎」は中村家の分家七代正路（一八三〇～一八八五）であり、同庄太郎は嘉一郎の子で分家八代（一八五八～一九二三）。表氏の論文には莊太郎正憲の名で見える。

錦山神社は、加藤神社ともい、前記『熊本県の地名』によれば、祭神は加藤清正。一八七一年（明治四）、神仏分离に際し、県社として熊本城内本丸に神宇を創建、遷座して錦山神社と公称したが、その後、一八七七年（明治一〇）の西南戦争で焼失、一八八六年再建、一九〇九年清正三百周年祭が行われ加藤神社と改称されたという。

明治新政府が祭政一致の基本理念をかかげ、神祇官の再興を布告し、神仏分離令を下したのは、一八六八年（明治元）四月、大教宣布の詔を出し、神道を大教の名で組織的に全国民に布教することとしたのが、一八七〇年（明治三）二月三日である。「兩部御廢止之今日」（⑤）とは、そういう時代背景をさすものであろう。明治期の神仏分離政策が芸能に及ぼした影響については上田正昭「大教宣布と芸能の動向」（『芸能史研究』二二号 一九六八）に論じられている。

資料1【B】の内容は、まず遷宮に際して舞囃子を奉納したいという中村家および新座・本座の役者の意向と、神仏

分離令の下った現在、神前で能を演ずるのはふさわしくないという神社側の見解との対立に始まる。

役者側は、「翁」は神道に由来するとの立場から、能はもともと神道に則っているのだから神前で舞えないというのは不适当であると主張し、神社側は曖昧な返事ののち、すでに届けが出ているので官許さえ得られれば差し支えないと一旦は譲歩する（①～④）。ところが神社側はふたたび、能は多く「仏徒の作」で「幽冥之配状を演」ずるものであるから、神前で行うのは不適当であり、神社の境内ではなく外で演ずるのならよからうという見解をうち出す。聖徳太子が秦河勝に命じて能を始めたという、『風姿花伝』序文にも見える伝承まで引合いに出して能と仏教の関係を強調し、排斥の根拠としている（⑤）。役者側も、この前と話がちがうではないかと、再度かけあう（⑥）。これに対する神社側の回答は歯切れが悪いが、要するに、先には一存では決められなかつたから否定的なことを言つたが、官許さえ下つていれば差し支えないと言う（⑦）。そこで改めて藩庁へ提出したのであらうか、中村嘉一郎は「村上求太郎」へ、塩川成海は「井上才七」へ、「口上之覚」を提出し、庶務係が聞き届けた旨の付箋をつけ、決着を見る。ただし、条件をつけられたためなのか、自己規制であるのかは不明だが「祝言躰其外神事適當の番組」を選曲した上で奉納することになる（⑧～⑪）。その結果が⑫⑬の番組である。

「淡路」に出演している「忠吉」とは金春流太鼓井上忠吉で、増見仙太郎（「龍田」）に出ていた。現金春惣右衛門氏の先々代）の師匠、「理三郎」は一増流笛方正木利三郎で、故島田巳久馬の師匠であること、伴馬はこの二人と同道して江戸へ修業に行つたことがあるらしいことが、本田秀男編『桜間左陣夜話』（詠曲大講座刊行会 一九三四）に見える。また、「芦刈」の大鼓「嘉平」は、内柴柴柵「友枝三郎翁略伝」（「能楽」一五巻八号）に「桜間の座方の雛子方故清永嘉平」と出てくる人物であろう。「三郎」が友枝小膳の後嗣で、為城の先代、友枝三郎であること、「金記」が伴馬の次弟、桜間金記であることは、言うまでもないが、「徳蔵」が太田徳蔵、「助三郎」が杉野助三郎、「運理」とも「運利」とも表記されているのが矢張運利、「清次郎」が伊浅野清次郎、「玄二」は野間玄二であることは、つぎの【C】に

よって分かる。

資料1【C】について

前項に指摘した役者と桜間伴馬以外についてはまったく不明だが、おそらく市尾源平なる人の「私宅」で三日間の日数能を催すに際し、出演者の名簿を添えて興行願を届け出たものであろう。

鑑札制度については『演劇百科大事典』（平凡社 一九六七）の「鑑札」の項（飯塚友一郎氏執筆）に「特定の営業もしくは技能について行政官庁がこれを課税の対象として交付する免許証を、一般に鑑札という。（中略）明治政府は欧米諸国にならい、原則として劇場人の営業の自由を認め、各府県ごとに、一定の条件のもとにこれに鑑札を交付し、営業免許税を課することにした。東京府では明治五年（一八七二）の府令をもつて従来櫛免許の三座（大芝居）のほか非公認の宮地芝居（小芝居）をもすべて願い出によつて興行免許の劇場鑑札を交付することにした。（中略）この鑑札制度は取締と課税の対象として地方や年代により絶えず変化した」とある。倉田喜弘『芸能』（日本近代思想大系18 岩波書店 一九八八）には「（明治）五年から十年にかけて、各府県庁は営業人に鑑札を渡し、種目や等級によつて課税した。その結果、無鑑札者は興行ができなくなつた」とある。また、和田克司「維新期の能楽——茂山忠三郎良豐記を中心について」（『芸能史研究』二二号 一九六八）にも京都における鑑札と課税の布告を示す資料が紹介されているが、本資料に「税納の儀、御規則の通上納可仕」とあるのは、熊本におけるこの間の事情を裏づけるものだろう。

資料1【D】【E】について

一説明かなとおり【D】は面・装束・小道具類の目録であり、桜間伴馬からこれらを預かった熊本在住の役者たち、本座の友枝三郎、新座の実弟金記・林太郎（桜間道雄の父）等の書付けの写しであろう。明治一八年といえば、伴馬上

京後六年を経、東京での演能の活躍期であった。【E】は、【D】に続く挿み込み紙片であり、年記がないので両者の関係は不明であるが、預けるという形をとった事実上の売却であったのだろうか。

なお、すべて原文通りの表記にしてあるが、「キクコヲ」「きくこふ」はともに「亀甲」、「すたれ桜」「すだれ桜」はともに「枝垂桜」、「どふはく」は「胴箇」、「こふし」は「格子」、「大ごふし」は「大格子」、「アリ原ひし」は「在原菱」、「スリ泊」は「摺箔」、「せひがひ浪」「せひがひ」はともに「青海波」、「きゝよふ」は「桔梗」、「ぶとふ」は「葡萄」、「りんだふ」「りんとふ」はともに「龍胆」、「うんはん」は「雲版」、「中尉」は「中将」、「頻」は「頻」、「王帽子」「前折帽子」は「侍鳥帽子」、「前折鳥帽子」、「くわら」は「掛絡」であろう。また、19丁オの「一 赤地子形半切竹二ボタン」だけは、鉛筆書きで、後人の書き入れらしい。

資料2について

桜間伴馬の演能記録の一端を示すものである。ただし、演じた曲目と年月を正確に記録したものではなく、要するに一八四一年（天保一二）の初舞台から一九〇九年（明治四二）の数え年七五歳を迎えるまでに「千四百八拾三番」の能を演じたという累計を記すことが目的で、それに「道成寺」を演じた回数と、明治四三年分の行啓能、行幸能を書き足した覚書であろう。

ことは些事にわたるが、桜間伴馬の上演演目数を記述した文章はほかに少なくとも三種あつて、それらはたがいに異同があり、錯綜している。

第一に、雑誌「金春」一巻五号（一九二一年五月号）である。同誌には、この資料2よりも簡略ながら酷似した内容の「左陣翁の舞台数」という無署名の囲み記事が載っている。おそらく、資料2を抜粋しながら現代語で書き換えたものらしいのだが、それは「左陣翁の初役は天保十二年藤崎宮祭礼の節の経政であるがそれより十五歳迄に十五番、廿歳

迄に三十番位勤められた」という書き出しに始まる。資料2の冒頭「天保六年八月十五日、藤崎宮祭礼にて経政初役相勤め候事七才」とあるのはもちろん誤りで、表紙に記すとおり「天保十二年」が正しい。「天保六年」は伴馬の生年であり、単純な錯誤であろう。その点「金春」の「左陣翁の舞台数」のほうが正しく書き改められている。ところが「左陣翁の舞台数」は伴馬没後に整理記述したものだから、累計は「千四百八拾三番」ではなく、上京前の「千二百六十三番」に続けて「上京後諸々の舞台で勤められたものが七番内外として舞納め迄には三百番程になるから、合計すると実際に千五百五六十番と云ふ數に上るのである」とある。さらに、この「金春」一巻五号には「左陣翁年譜」も載つていて、一九一五年一二月五日「高砂」前シテの記録に続けて「是が最終の舞台にして生涯の演能実に千五百番に達す」とある。

第二に、雑誌「能楽」一二巻一一号（一九一三年一月号）には桜間伴馬の「勤めた番数」という文章（おそらく記者の聞き書きであろう）があつて、そこには「舞ひ初めてから過去七十五年の間に勤めた番数は自分でも調べて見たいと思って、先達而病氣の際一寸覚えだけを書きつけて見ましたが、彼は千六百番程ありました」とある。

第三に、『桜間左陣夜話』（これも門弟、本田秀男の聞き書きである。その期間は伴馬晩年の一九一六年前後と思われる）では「俺も千三百番ばかり能を舞つたがまだ一度も舞つたことのないものもある（トイひながら暫時黙して指折つて見て）十二番ばかりは一度も舞つてない。道成寺は十八度勤めてゐる」と語っている。

もし資料2の示すように一九〇九年（明治四二）現在「千四百八拾三番」だとすれば、四年後、八〇歳を越えて「千六百番程」と一二〇番も増えているのはあきらかに不自然だし、一九一六年までに「千五百五六十番」と七〇番増えるのも多すぎるのでないか。逆に「千四百八拾三番」という記録を過去に残しながら一九一五年以後に「千三百ばかり」と減っているのもおかしい。ここはやはり、資料2の一九〇九年（明治四二）「千四百八拾三番」プラス十数番を経て「左陣翁年譜」の一九一六年「千五百番」程度と考えるのが妥当であろう。

なお、伴馬の上京年時については、古川久氏が「桜間伴馬の上京年時」（『明治能楽史序説』わんや書店 一九六九）で、梅若実日記の記事を根拠に「明治十二年」と断じられたが、早く雑誌「能楽」一五卷九号（一九一七年九月号）所載の内柴柴柵「金春流の一大革新者——桜間左陣翁と金春の流派——」に「翁が明治十二年に東京に登つたのは、細川家先々代護久侯の召しであつた。猶遡りては、翁が廿三歳の時江戸に出でゝ、金春流の江戸太夫代人であつた中村平蔵と云ふ人の門に入り、厳格なる此の師匠の下に一意専心業を修めるに至つたのも、細川家の今より五代以前なる大守、斎護侯の御恩召食であつた。これは翁の二度目の江戸上りであつて、其の最初は廿一歳の時に一ヶ年宗家に居て稽古した。前後併せて五ヶ年程、江戸に於て稽古したと翁は語つて居た」とある。本資料は、伴馬自身の記録によつてそのことを裏づけるものである。なお、「顕光院様」とは細川斎護の未亡人である。

本稿をなすにあたり、武藏野女子大学教授小林賛氏と法政大学教授西野春雄氏から数々のご教示を得ました。記して御礼申し上げます。また、かねて病氣療養中の桜間金太郎氏は、本稿執筆中の三月一七日に他界されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。